

西東京市空き家等の対策の推進に関する条例の改正に関するパブリックコメント結果

1 実施概要

- (1) 募集期間 令和 6 年 1 月 9 日～令和 6 年 2 月 9 日
- (2) 提出された意見数 1 人
- (3) 検討結果公表予定 令和 6 年 3 月 5 日

2 お寄せいただいた意見（全文）及び検討結果

1	【お寄せいただいた意見（抜粋）】 土地所有者と建物所有者が異なる空き家等については、対応が難化しやすいと考えられます。 このような事案の場合、自治体、土地所有者及び建物所有者を含めて早急な協議が必要であることに加え、緊急性が予見された場合の何らかの対策が必要です。 【市の検討結果】 空き家等の所有者等への対応につきましては、現行条例において「予防のための助言又は指導」を規定しております。 また、緊急性が予見される案件につきましては、現行条例において「緊急安全措置」を規定しており、改正条例においては災害時等における「緊急代執行」を規定いたします。
---	---